別紙７

規制の事前評価書

法 令 案 の 名 称：危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令案
規 制 の 名 称：リチウムイオン蓄電池の貯蔵等を行う屋内貯蔵所の消火設備に係る規制の見直し
規 制 の 区 分：□新設　□拡充　■緩和　□廃止
担 当 部 局：総務省消防庁予防課危険物保安室
評 価 実 施 時 期：令和８年 11 月

１　規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

＜法令案の要旨＞

・　リチウムイオン蓄電池の電解液は消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物であるため、一定量以上のリチウムイオン蓄電池を保管する場合は、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「令」という。）や危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「規則」という。）で定める位置、構造及び設備の技術上の基準を満たす貯蔵所で保管する必要がある。

・　危険物の貯蔵所のうち、屋内貯蔵所については、令第 20 条第１項及び第２項においてその消火設備の技術上の基準（危険物の品名や最大数量等に応じて必要とされる消火設備の設置義務に係る規制等）が定められている。このうち、第４類の危険物に適応する消火設備については、通常スプリンクラー設備は認められておらず、他の消火設備の設置義務が生じている。

・　一方で、同条第３項第１号において、リチウムイオン蓄電池内で貯蔵される第２類（電解液が染み込んだ可燃性固体）又は第４類（引火性液体）の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所については、特例を定める（一定の基準を満たすことにより安全性を確保する場合、令第 20 条第１項及び第２項の規定を適用せず、スプリンクラー設備の使用を可能とする）ことができるとされている。そして、規則第 35 条の２第３項第１号において、開放型スプリンクラーヘッドを用いるものに限り、一定の基準（放水量等）を満たした場合に、使用を可能としている。

・　今般の改正は、上記屋内貯蔵所におけるスプリンクラー設備について、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるものについても、一定の基準を満たした場合に使用を認めることとするものである。

＜規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因＞

・　電気自動車の普及が進み、リチウムイオン蓄電池の需要が高まる中、米国において行われた消火実験においては、スプリンクラー設備のうち閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるものについても一定の基準を満たした場合には消火性能が認められることが明らかになっており、事業者から閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるものについても使用できるよう要望があることを踏まえ、規制の見直しを行う必要がある。

＜必要となる規制緩和・廃止の内容＞

・　「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会」の報告書（令和５年２月 15 日）及びその後の事業者からの要望を踏まえ、スプリンクラー設備のうち閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるものについて、一定の基準（放水量等）を満たした場合には、使用を可能とする。

２　効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

・　リチウムイオン蓄電池のリスクに応じた柔軟な規制を適用することにより、屋内貯蔵所の消火設備について認められるものを拡充することで屋内貯蔵所の新設等が進み、国内におけるリチウムイオン蓄電池の普及拡大や国際競争力の向上に寄与する。なお、従前省令において認められていた開放型スプリンクラーに比べ閉鎖型スプリンクラーの方がヘッドの配置間隔が大きく、同一面積におけるヘッドの個数が少なくなることで、設置費用が減少すること等も想定されるが、屋内貯蔵所の消火設備の設置状況は様々であり、効果について定量化することは困難である。

・　事後評価の際には、事業者から課題の解消状況や更なるニーズの有無等を聞き取った上で検証を行う。

3　負担の把握

【緩和・廃止】

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担＞

・　一定の基準を満たす場合にのみ認められる特例であることから、安全性は規制緩和前と変わらず、「規制緩和・廃止により顕在化する負担」は見込まれない。

＜行政費用＞

・　改正後の基準が適用される屋内貯蔵所での火災による被害の状況等は、既存の制度である消防本部からの火災報告により確認及び検証することが可能であるため、新たなモニタリングの必要性は生じない。

4　利害関係者からの意見聴取

【緩和・廃止】

■意見聴取した　□意見聴取しなかった

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

・　下記の検討会において、スプリンクラー設備について、消火実験で使用したものと同等以上の放水性能があり、貯蔵方法も同等であれば、火災安全性が確保されると考えられるとされた。

＜関連する会合の名称、開催日＞

・　リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会（令和４年３月 25 日、同年５月 13 日、令和５年１月５日）

＜関連する会合の議事録の公表＞

・　https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-108.html

5　事後評価の実施時期

【緩和・廃止】

・　施行後おおむね５年以内に事後評価を実施予定。